

随意契約理由書

件名	三宮駅 可動式ホーム柵機能追加業務	
契約の相手方	日本信号株式会社 大阪支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は西神・山手線 三宮駅に設置している可動式ホーム柵の機能追加により利用客の安全性及び乗務員の操作性の向上を図る。</p> <p>機能追加には機器のプログラムを変更する必要があり、制御に関する詳細な情報は当該可動式ホーム柵の製造メーカーしか知りえないため、設定値の調整などを適正に管理し機器全体の性能及び品質を保証できるのは製造メーカーである上記業者のみである。</p> <p>よって、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係	(電話番号 984-0178)